

行政制度調整表

専門部会	6	上下水道部会	分類	14	農業集落排水料金体系
分科会	2	下水道分科会	調整項目	12	受益者分担金徴収方法、納期

中条町担当	上下水道課	管理係	担当者名	
黒川村担当	建設課	下水道係	担当者名	

現況		調整方針	備考																
記載事項	中条町	黒川村																	
徴収方法	口座振替又は納入通知書発行	受益者分担金なし	現行のとおりとする。																
納期	3年分割払い(一括払い可能) 1年4期(回) 計12期(回)払 第1期 5月16日から 5月31日まで 第2期 7月16日から 7月31日まで 第3期 9月16日から 9月30日まで 第4期 11月16日から 11月30日まで 第1期～11期は各20,000円 第12期のみ30,000円																		
関係法令等	中条町農業集落排水事業分担金徴収条例 中条町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則		財政への影響額 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成15年度当初予算ベース		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																
中条町																			
黒川村																			
計																			